

ミルフォード・リアルエステート 賃貸経営新聞



賃貸経営の最新ニュースを皆様へ！ 無料配布しております。

賃貸経営の管理・リフォーム・経営に関するご相談などお気軽にお問い合わせください。

■2022年5月号

発行店：株式会社ミルフォード・リアルエステート

住 所：

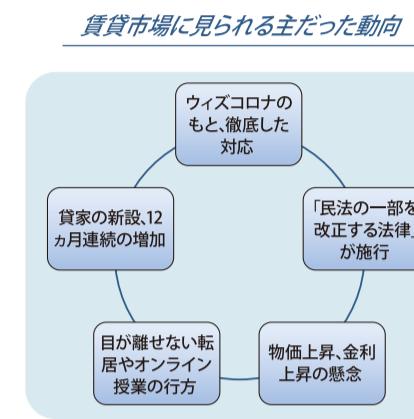
電 話：

担当者：



コロナ禍は人々の住まい方に影響を及ぼし、同時に賃貸ニーズにも影響を落としています。賃貸需要が変化する中、市場の動向が注目されます。

成年年齢の改正に対する法律が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。成年年齢を18歳に引き下げることは18歳、19歳の若者の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促すことになると考えられます。賃貸借の契約



コロナ禍は人々の住まい方に影響を及ぼし、同時に賃貸ニーズにも影響を落としています。賃貸需要が変化する中、市場の動向が注目されます。

成年年齢の改正に対する法律が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。成年年齢を18歳に引き下げることは18歳、19歳の若者の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促すことになるとされることがあります。賃貸借の契約

景気は多様な要因が重なっています。なかなか本格的に上向きません。日本銀行の4月11日公表の「地域経済報告」でも、住宅投資は、「持ち直している、横ばい圏内」となっています。横ばい圏内（景気に関する調査結果）参考）まだしばらく、景況感の下押し要因に対応する局面が続くと見

ます。初夏を迎える賃貸住宅市場は、Widespread COVID-19のもと、様子を見ながら3密回避、マスクの着用、手指衛生等の感染対策を徹底して、対応しています。

仲介現場の主だつた傾向としては、やはりコロナ禍の影響は強く、リモート接客、オンライン内見と、非接触による契約手続きを求めるお客様が着実に増えています。物件の選択にもテレワークに適した間取りの物件の希望者が増えるとともに、通信速度の速いインターネット回線を要望する声が一段と高まっています。また、コロナ禍が及ぼす雇用環境の悪化に伴い家賃の安価な物件への転居やオンライン授業の行方についても目が離せません。

4月1日に「民法の一部を改正する法律」が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げることは18歳、19歳の若者の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促すことになるとされることがあります。賃貸借の契約

さわやかな季節を迎えました。オーナー様、お取引先の皆様、お変わりありませんか。賃貸住宅市場は安定基調で推移しており、市場を囲む多くの問題に直面する中で、スピードに進んでいます。今日の賃貸住宅市場の主だつた動向をお伝えします。

賃貸市場を囲む諸問題に直面するもスピードに展開

Widespread COVID-19のもと、市場ニーズにも多様化の要望一段と高まる



物価と金利上昇の行方が、今後の賃貸経営にも影響しそうです

物価と金利が大きく上昇すれば家賃の上昇も

依然、賃貸住宅の新設傾向は衰えず、2月の賃家の新設住宅着工は、前年同月比4・6%増で、12カ月連続の増加となっています。前月同様、公的資金による賃家は減少したが、民間資金による賃家が増加したため、賃貸全体で増加し、1～2月の合計では前年比10・2%増です。

賃貸住宅の旺盛な投資環境は、安定した家賃収益が見込めることがからしばらく好調をキープしそうです。

賃貸住宅の新設が続くことから、賃貸住宅の建設、購入に係るアパートローン融資の令和2年度末の新規貸出額は国土交通省調べによると、2兆2160億円で、貸出残高は33兆2807億円と、令和元年度末より1兆390億円増加しています。

そういう状況ではないようですが、日本でも大

景気に関する調査結果(内閣府・日本銀行・帝国データバンク)



「さくらレポート」(日本銀行)
「引き続き持ち直しの方向」
日本銀行は4月11日開催の支店

景況感が上向くには、なんといっても小売・飲食などの消費の拡大が第一のようです

「TDB景気動向調査(全国)」
景気D-Iは3カ月ぶりに改善
まとめています。

（株）帝国データバンクが4月5日に発表した、「TDB景気動向調査(全国)」結果によると、3月の景気D-Iは前月比0・5ポイント増の40・4となり、3カ月ぶりに改善しました。

不動産D-Iは、前月比0・2

（株）帝国データバンクが4月5日に発表した、「TDB景気動向調査(全国)」結果によると、3月の景気D-Iは前月比0・5ポイント増の40・4となり、3カ月ぶりに改善しました。国内景気は、好悪両面の要因が顕在化した中で下落傾向が停止し、わずかに上向いた。今後は、人出の増加などで緩やかに上向くと見込まれる」と捉えています。不動産D-Iは、前月比0・2ポイント増の42・8で、わずかながら3カ月ぶりに増加となりました。

発表される景気動向の調査結果は、現状・先行きともに懸念材料が多く、明確な回復指向とはなっていません。景気の指標となっている内閣府が4月8日に公表した3月の景気ウオッチャー調査結果は、景気の現状判断D-Iが前月差10・1ポイント上昇の47・8ポイントになつた、としています。

「景気ウォッチャー調査」(内閣府
3月は前月差10・1ポイント上昇

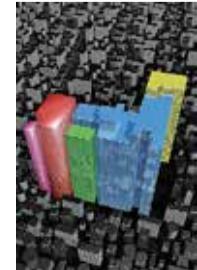
全ての不動産の共通コード「不動産ID」の「不動産IDルールガイドライン」公表

不動産の共通コードとしての「不動産ID」のルールを定めた「不動産IDルールガイドライン」がこのほど、国土交通省から公表されました。

不動産IDは各不動産全ての共通コードです。不動産IDによって、住所の微妙な違いの「表記ゆれ」や同一住所・地番に複数の建物がある場合も含め、不動産を特定できるものです。

これにより、IDを突き合わせることで同一物件かが判断でき、物件の名寄せ・紐付けが容易になります。業務効率の向上が期待されています。ルールに基づき、官民誰でも活用できます。

公表されたガイドラインのポイントは、IDは不動産登記簿の不動産番号(13桁)と特定コード(4桁)で構成される17桁の番号で、不動産番号のみで対象不動産を特定できない場合に、一定のルールに基づいて特定コードに個別の符号を入力する、というものです。同省では今後、不動産関連情報の連携・蓄積・活用の促進など、幅広い活用が期待される、と見えています。



「民間賃貸住宅に関する相談対応事例集(再改訂版)」公表

賃貸住宅に関する様々な疑問点を解説した「民間賃貸住宅に関する相談対応事例集」の再改訂版が国土交通省から公表されました。新制度の追加や分かりやすい表現への修正の工夫が見られます。



この事例集は平成23年3月に、

賃貸住宅の賃貸借関係紛争にかかる相談者が、相談を実施する際に活用できる事例等の小冊子として作成されたものです。

主な相談と考えられるものについて項目別に整理し、想定質問を作成。その対応について例として示したもので、法的な見解を示すものではありません。事例集の質問項目は、「借主からの質問」「連帯保証人からの質問」「貸主からの質問」と、相談者の立場別に3部に分かれています。借主からの質問では、入居前・入居中・退去時の時系列に沿って、解説されています。貸主からの質問では、重要事項説明・契約・更新・家賃などが

取り上げられています。

データをアップデート

特筆されるのはこうした質問

の参考資料として、質問項目別の追加、アンケート結果等データの更新などをアップデートし、先、トラブルの迅速な解決にかかる制度が紹介されている点で、全体像の理解に役立ちます。

また、事例集は平成24年2月に「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の変更を反映する改訂を行い、令和4年3月には令和2年4月から施行された改正民法の内容や、民間賃貸住宅の賃貸借実務における近年の動き等を反映する改訂を行つ

ています。さらに、賃貸借実務に関する最高裁判例や国的新たな制度の追加、アンケート結果等データの更新などをアップデートし、ほかにも参考条項へのQRコードの追加など利便性の向上を図っています。

今回の改訂では、改正民法によつて賃貸借実務の相談対応に影響が生じると考えられる事項（極度額の定め等）や、インターネット環境、家賃債務保証業者の活用の増加など、賃貸借契約実務において、より重要性を増している事項について、Q&Aの新設、既存解説を更新し、改正民法の適用関係について解説しています。

ささらに、賃貸借実務に関する最高裁判例や国的新たな制度の追加、アンケート結果等データの更新などをアップデートし、ほかにも参考条項へのQRコードの追加など利便性の向上を図っています。

東京の帝国ホテルが本館の建て替えを機に、新規事業として賃貸ビジネスに参入すること報道されました。すでにス



「民間賃貸住宅に関する相談対応事例集」が参考になります

賃貸借実務に関する国的新制度を追加



賃貸借契約も一人で契約が可能に

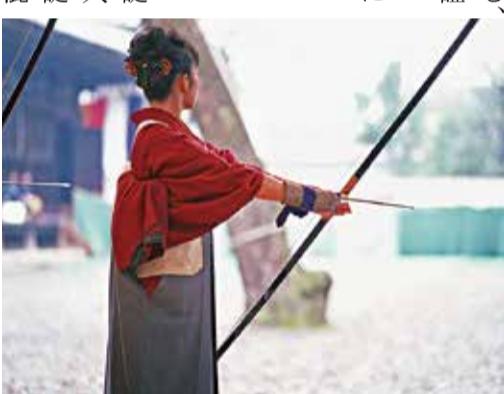
民法改正で18・19歳が成人の仲間入り

（未成年者取消権）が、4月以降は18歳と19歳は「親権者同意書」の提出が不要となります。

成年年齢が引き下げられて、親の同意なく一人で契約をすることができるようになりましたが、一度結んだ契約は権利と共に義務等の利害関係が発

つてフリーパスで賃貸借契約が結ばれるものではありません。これからは親権者同意書が不要となりますですが、社会人であつても学生であつても、契約には連帯保証人が必須です。

高校の卒業時に



18歳に達しているか 契約時に確認が必要

今年の4月1日に「民法の一部を改正する法律」が施行され、成年年齢が引き下げられて、18・19歳が成人の仲間入りをしました。親の同意がなくても携帯電話の契約やクレジットカード

ド、そして賃貸借契約も一人で契約ができるようになりました。これまで部屋を借りる際、未成年者は親の同意を得ずに契約を取り消すことができました。

一般的に賃貸借契約には、連帯保証人もしくは家賃保証会社の利用が求められ、場合によっては収入証明書も必要になりますので、18歳の成年だからとい

うです。

契約に際してより一層分かりやすく丁寧な説明が求められます

（独）国民生活センターや全国の消費生活センターに寄せられる住宅の賃貸借に関する相談件数は、年間およそ3万件（8令和2年実績）です。このうち、契約当事者が20歳未満及び20歳代の相談の件数は、約21%の6千件程度寄せられています。

そこで、国民生活センターはこのほど、「若者向け注意喚起シリーズ」として、「新しいお部屋で新生活！『賃貸借契約』を理解して、トラブルを防ごう！」を公表しました。

若者の新生活がスタートする春のタイミングと、民法改正とともに

18・19歳が成人となるこの時期に、契約に関するトラブルの注意

ド、そして賃貸借契約も一人で契約ができるようになりました。これまで部屋を借りる際、未成年者は親の同意を得ずに契約を取り消すことができました。

未成年者は親の同意を得ずに契約を取り消すことができました。

一般的に賃貸借契約には、連帯保証人もしくは家賃保証会社の利用が求められ、場合によっては収入証明書も必要になりますので、18歳の成年だからとい

うです。

（独）国民生活センターや全国の消費生活センターに寄せられる住宅の賃貸借に関する相談件数は、年間およそ3万件（8令和2年実績）です。このうち、契約当事者が20歳未満及び20歳代の相談の件数は、約21%の6千件程度寄せられています。

そこで、国民生活センターはこのほど、「若者向け注意喚起シリーズ」として、「新しいお部屋で新生活！『賃貸借契約』を理解して、トラブルを防ごう！」を公表しました。

若者の新生活がスタートする春のタイミングと、民法改正とともに

18・19歳が成人となるこの時期に、契約に関するトラブルの注意

ド、そして賃貸借契約も一人で契約ができるようになりました。これまで部屋を借りる際、未成年者は親の同意を得ずに契約を取り消すことができました。

未成年者は親の同意を得ずに契約を取り消すことができました。

一般的に賃貸借契約には、連帯保証人もしくは家賃保証会社の利用が求められ、場合によっては収入証明書も必要になりますので、18歳の成年だからとい

うです。